

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に関する御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	美しい未来のために再考を願います。	本改正は、意見公募対象の別添1の物質リストに追加する化学物質が、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められるものであるため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）におけるリスク評価を行う必要がないものとして、製造・輸入数量等の届出を免除するものです。製造・輸入数量等の届出を免除する化学物質は「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」（ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/dodokede_menjo220423.pdf ）に基づいて選定しております。
2	企業優先の改正はやめてください。	本改正は、意見公募対象の別添1の物質リストに追加する化学物質が、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められるものであるため、化審法におけるリスク評価を行う必要がないものとして、製造・輸入数量等の届出を免除するものです。製造・輸入数量等の届出を免除する化学物質は「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」（ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/dodokede_menjo220423.pdf ）に基づいて選定しております。
3	本当に身体に害が無いものは無くしてはいけないと思います。	本改正は、意見公募対象の別添1の物質リストに追加する化学物質が、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められるものであるため、化審法におけるリスク評価を行う必要がないものとして、製造・輸入数量等の届出を免除するものです。特定の化学物質について製造・輸入を制限するものではありません。
4	石鹼が化審法の審査対象にならないよう引き続きお願いいたします。	本改正は、意見公募対象の別添1の物質リストに追加する化学物質が、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められるものであるため、化審法におけるリスク評価を行う必要がないものとして、製造・輸入数量等の届出を免除するものです。上記のとおり、個々の化学物質の性状や毒性等について審査をしており、石けんなどの特定の用途の可否を審査するものではないことをご理解いただきたく思います。当局としましてはこれからも適切に化学物質の審査を行ってまいります。